十　送信時間制限装置

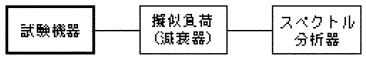
第一の十の項に同じ。

十一　呼出名称記憶装置

第一の十一の項に同じ。

十　送信時間制限装置

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	400ｓ
トリガ条件	レベル立ち上がり
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

試験周波数で、受信状態から電波を発射する状態にする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２のように設定し、試験機器を電波を発射することができる状態にする。

⑵　電波を発射させる信号を連続して加える。

⑶　300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。

⑷　電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波を発射させる信号を加える。

⑸　電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波が発射されないことを確認する。

5　試験結果の記載方法

４⑶及び⑸を確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

⑴　300ｓ以内に電波の発射が停止した後、自動的に再度電波を発射しない試験機器の場合は、電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波を発射する操作、制御等を行い、電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波が発射されないことを確認する。

⑵　４の測定の前に電波を発射させる信号を連続して300ｓを超えて加え、300ｓ以内に自動的に電波の発射が停止する時間を記録する。

⑶　送信時間又は送信休止時間が設備規則に規定する許容値に対して大きく異なる場合は、２の掃引時間は掃引時間内に実際の送信時間及び送信休止時間が入り、確実に測定できる値とする。

十一　呼出名称記憶装置

1　測定系統図

